

日 時：令和 7 年 6 月 4 日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、
小笠原委員、宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は全委員が御出席でございます。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第324回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は一つでございます。

議題 1 「デジタル社会の実現に向けた重点計画に関する意見聴取について」、これにつきまして事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、「デジタル社会の実現に向けた重点計画に関する意見聴取について」御説明いたします。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」は、デジタル庁が取りまとめている内閣総理大臣が策定する政府の計画であり、その計画の策定や変更にあたっては、内閣総理大臣から当委員会に対して意見聴取をしなければならないことが法律で決まっております。

まず、資料 1－1 を御覧ください。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」について御説明いたします。1 ページを御覧ください。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」、以後「重点計画」と呼ばさせていただきます、とは「目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるもの。」とされております。

重点計画は、デジタル社会形成基本法第39条第 1 項の規定に基づく「デジタル社会の形成に関する重点計画」、官民データ活用推進基本法第 8 条第 1 項の規定に基づく「官民データ活用の推進に関する基本的な計画」、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づく「情報システムの整備に関する計画」、の三つの計画として策定されております。

2 ページを御覧ください。重点計画は、その内容を変更するにあたっては、内閣総理大臣は個人情報保護委員会の意見を聴いて、閣議の決定を求めなければならない、とデジタル社会形成基本法及び官民データ活用推進基本法に規定されております。

資料が前後して恐縮ですが、資料の別紙 1 をお願いします。この度、令和 7 年 5 月 16 日付けで、重点計画の変更（案）の作成に当たり、内閣総理大臣から個人情報保護委員会に対して意見聴取がなされました。別紙 1 が、意見聴取に関する文書となります。

資料の別紙2をお願いします。当委員会に対して意見聴取がなされている重点計画の変更（案）はこちらのとおりとなりますが、分量が多いため、資料1－1に、重点計画の変更（案）において当委員会に関連する項目をまとめております。

資料が再び前後して恐縮ですが、資料の1－1をお願いします。資料1－1の3ページを御覧ください。重点計画の変更（案）の構成は御覧のとおりとなっています。

当委員会に関連する項目は、「第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組」、「第2 重点政策一覧」、「第5 データ利活用制度の在り方に関する基本方針」に記載があります。

4ページを御覧ください。重点計画の「第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組」の4番に、「取組の方向性と重点的な取組」として「デジタル行財政改革の推進」が記載されており、データ利活用に関する横断的な法制度について、官民データ活用推進基本法の抜本的改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会への法案提出を目指す、とされており、これを下支えする個人情報保護法の改正案についても、早期に結論を得て国会への提出を目指す、と記載されております。また、5番に「デジタル社会の実現に向けての理念・原則」が記載されており、その一つとして、「個人情報等の適正な取扱いの確保及び効果的な活用の促進」についての記載があります。

5ページを御覧ください。重点計画の第2に、各省庁が実施する「重点施策一覧」が取りまとめられており、当委員会が実施する施策2点が掲載されております。

第1に、昨年度の重点計画からの継続案件となりますが、「信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報と安全・円滑に越境移転できる環境の構築」があります。相互認証の枠組みについて、EU及び英国それぞれと進行中の、対象範囲を学術研究分野及び公的部門へ拡大する協議を迅速に終了させ、2025年度中の発効を目指すこと等が記載されております。

第2に、当委員会の新規施策として、「個人情報保護法の見直し等」があります。情報通信技術の急速な進展や国際的動向等を踏まえた見直しと、適切な事後的規律の一体的な整備について、バランスの取れた形で、個人情報保護法の改正案について早期に結論を得て国会に提出することを目指すこと、また、国内外における個人情報の保護・利活用の動向や関連の技術の動向等についての確に把握していくため、「個人情報保護政策に関する懇談会」を通じて有識者やステークホルダーと継続的に意見交換を行うこと等が記載されております。

6ページを御覧ください。令和7年度の重点計画変更（案）には、新規で「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」が掲載されることになりました。その基本方針の中で、まず、2番「検討に当たっての基本的な視点」の「（3）透明性・信頼性の確保」で、データ利活用と個人情報の適切な保護は不可分一体の関係にあり、一般法として個人の権利利益の最低限の保護を分野横断的に担う個人情報保護法を土台とした上でデータ利活用が行われることから、個人情報保護法についても技術的、社会的環境の変化に即して必要

となるアップデートを行うこと等が記載されています。

7 ページを御覧ください。基本方針の 3 番「データ利活用のための環境整備及び当面の分野横断的な改革事項」の「(4) ④データ利活用の前提としての個人情報の適正な取扱いの確保」で、個人情報保護法の在り方については、情報通信技術の急速な進展や国際的動向、高度化・複雑化し国境をまたぐことも多いデータ利活用の実態等に応じ、不断に見直す必要があり、例えば同意にとらわれない本人関与の在り方と必要なガバナンスの在り方について具体的検討を進めること、併せて、個人が安心してデータを提供できる制度とその運用に対する「信頼」が醸成されるよう、個人情報保護法の確実な遵守を担保するため、適切な事後的規律を一体的に整備する必要があることから、課徴金、命令、罰則等の様々な手法について、個人の信頼を確保するとともに実効性や経済活動への不当な萎縮効果を避ける観点を含めた、バランスの取れた形で、個人情報保護法の改正案について早期に結論を得て、国会へ提出することを目指すこと等が記載されております。

8 ページを御覧ください。基本方針の 8 番「当面の対応」において、官民データ活用推進基本法の改正等に当たっては、個人情報保護法は、データ利活用の推進を下支えする礎となる規律であり、データ利活用全体や個別分野における制度整備と同時並行でアップデートを行う必要があると記載されています。

以上、御説明させていただきました重点計画の変更（案）及び内閣総理大臣からの意見聴取に対して、当委員会としての回答案を作成しておりますので、お諮りさせていただきます。

資料 1—2 をお願いします。回答案の内容につきましては、昨年 6 月に委員会で決定いただきました令和 6 年度重点計画変更（案）に対する当委員会の意見を踏襲する形になっておりますが、今回の重点計画変更（案）には、新たに「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」が記載されたことを踏まえ、データ利活用と個人情報保護の両立の観点から 2 点、回答案に追記をしております。資料 1—2 の 2 枚目をお願いします。回答案の（1）に、「データ利活用と個人情報の適切な保護は不可分一体の関係にあり、一般法として個人の権利利益の保護を分野横断的に担う個人情報保護法を土台とした上で、リスクに応じ、社会全体のデータガバナンスを確保し、信頼性の高いデジタル空間を構築するための制度整備を検討することが重要であること。」と追記しております。

また、（2）の後段に、各行政機関等において、「個人情報等を取り扱う施策の企画立案に当たっては、当該施策に対する信頼性を確保することが当該施策の円滑な推進にも資することから、個人情報保護法の規定も踏まえ、当該施策において講ずべきルールを明確にするとともに、当該ルールの遵守を担保するための実効的な措置を確保することが重要であること。」と追記しております。

資料 1—2 の 3 枚目をお願いします。これら 2 点に加え、（5）において、個人情報等の取扱いについては「個人情報の保護に関する基本方針」及び「個人情報等の適正な取扱いに係る施策の基本原則」等を始めとする、当委員会の施策と十分に連携すること、

と記載していますが、本年５月に委員会決定された「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則に沿った政策立案のためのガイダンス」も連携すべき施策の一つとして追記しております。こちらをもって、当委員会としての回答としたいと考えております。

あわせて、本件の資料の取扱いについてもお諮りさせていただきます。本日、御説明させていただきました重点計画の案につきましては、今後、政府内での手続を経て、閣議決定・公表される予定です。当委員会としての資料公表につきましては、閣議決定後に公表したいと考えております。以上が議題１に関する御説明でございます。

○手塚委員長　ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。改めまして、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては、所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、後日公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

では、本日の議題は以上でございます。

本日の会議は閉会といたします。どうもありがとうございました。